

感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

手洗い ~正しい手の洗い方~

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこする。
手の甲を伸ばすようにこする。
指先・爪の間に念入りにこする。
指の間を洗う。
親指と手のひらをねじり洗う。
手首も忘れずに洗う。
石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

咳エチケット ~3つの咳エチケット~

電車や職場、学校など、人が集まる場所では気をつけましょう



マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う



悪い例
・何もせずに咳やくしゃみをする
・咳やくしゃみを手で押さえる

【正しいマスクの着用】



1 口と鼻の両方を確実に覆う 2 ゴムひもを耳にかける 3 隙間がないよう鼻まで覆う

出典：首相官邸HPより

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

- ◆厚生労働省 電話相談窓口 (土・日・祝日も実施) … ☎0120-565653 午前9時～午後9時
- ◆竜ヶ崎保健所 (牛久市管轄) 電話相談窓口 … ☎0297-62-2161 平日午前9時～午後5時
- ◆茨城県疾病対策課 電話相談窓口 … ☎029-301-3200 平日午前9時～午後5時

※最新情報 (随時更新中) は
厚生労働省ホームページへ

厚労省 🔍 検索



固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます

【場所】税務課窓口
(市役所本庁舎3階)

縦覧制度 令和2年度固定資産税 (土地・家屋) 納税者が他の土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。*目的外の使用はできません。

☒ 4月1日 (水) ~ 30日 (木) 平日午前8時30分 ~ 午後5時
※土・日・祝日を除く
☒ 市内の土地・家屋における
固定資産税納税義務者とその同居の親族

☒ 本人確認ができる物 (保険証・運転免許証など)。
代理人の場合は委任状が必要です。
¥ 手数料無料

閲覧制度 納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見ることができる制度です。

☒ 4月1日 (水) から ※期間の制限はありません。
☒ ① 固定資産税の納税義務者とその同居の親族、② 土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る) を有する方、③ 家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る) を有する方、④ 固定資産税の処分をする権利を有する一定の方 (所有者・破産管財人など)

☒ 左記のうち、【①に該当する方】本人確認ができるもの (保険証、運転免許証など) 【②③に該当する方】賃貸借契約書などそれらを証するもの 【④に該当する方】売買契約書や登記済証などそれらを証するもの
※①~④いずれも代理人の場合は委任状が必要です。
¥ 手数料300円 ※縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料。詳しくはお問い合わせください。

※令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、4月10日 (金) 発送予定です。

問 税務課 ☎内線1051~1054
E zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp